

## 令和7年第4回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年4月25日(木) 午後1時30分から3時30分

2. 開催場所 農業委員会議室(7階)

3. 議長 岡庭 丈夫(会長)

4. 出席委員(14人)

| 席次 | 氏名    | 出欠 | 席次 | 氏名     | 出欠 |
|----|-------|----|----|--------|----|
| 1  | 岡庭 早苗 | 出  | 10 | 石井 昌明  | 出  |
| 2  | 宮田 正久 | 出  | 11 | 恩田 純男  | 出  |
| 3  | 牧野 和美 | 出  | 12 | 戸邊 勲   | 出  |
| 4  | 秋谷 直邦 | 出  | 13 | 大熊 陽子  | 出  |
| 5  | 島根 至代 | 出  | 14 | 岡庭 丈夫  | 出  |
| 6  | 江川 直美 | 出  | 推進 | 中村 清隆  | 出  |
| 7  | 染谷 義人 | 出  | 推進 | 吉野 善一郎 | 出  |
| 8  | 大久保貴章 | 出  | 推進 | 鈴木 敏弘  | 出  |
| 9  | 島根 幸一 | 出  | 推進 | 藤田 裕衛  | 出  |

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による職員の任免について

報告第2号 農地改良届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について(公共事業に伴う一時転用)

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条 市)

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条 市)

報告第7号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第4号 生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について

第6 その他

- (1) 審議会、協議会の報告について
- (2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己  
係長 奥村 正幸  
主査 石井 富貴和  
会計年度任用職員 吉田 昭子

7. 会議の概要

|              |   |
|--------------|---|
| 戸邊<br>会長職務代理 | 委員の皆様、こんにちは。ただいまから、令和7年4月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。  |
| 会長<br>(以下議長) | (開会の宣言及び開会の挨拶)  |
| 議長           | なお、本日の出席委員は全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。<br>それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。<br>6番 江川直美委員、7番 染谷義人委員、お願いいたします。<br><br>(本人承諾の返事) |
| 議長           | それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。<br>まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。   |
| 事務局          | (報告事項読み上げ)  |
| 議長           | ありがとうございます。<br>報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら、後ほど事務局までお願いをいたします。   |
| 議長           | それでは、続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。<br>議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。   |



会長職務代理

弟、戸邊の「べ」の字が違います。そういうことは昔、筆で書いていた時代に、別戸籍にしたときに読み方の問題で変わってしまうことがあります。私は、「自分の自に和冠に八の口」がうちの家になっているのですけれども、多分、結婚して自分の戸籍を作ったときだと思うんですが、向こうは「八の方」で書いてありました。筆で書いていますので、読み違い等は昔から多いように思います。ちなみに戸邊の「べ」の字は20種類以上あります。

以上で、すみません。

議長

よろしいでしょうか。

島根幸一委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

議長

ほかに何かございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

**【挙手なし】**

議長

それでは、質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、承認をいたします。

**1番 家庭内贈与 (全員賛成)**

議長

続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

**【議案第2号、第3号に係る申請地のビデオ上映】**

議長

それでは、再開をいたします。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。

今月は、議案第3号1番から6番につきまして、内容調査会を開催しております。

それでは、議案第2号1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号1番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「半田字東〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「住宅用地（追認）」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されま

す。  
以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明お願いいたします。

戸邊

それでは、議案第2号1番について説明させていただきます。

会長職務代理

こちらの案件につきましては追認ということでございます。2か月ほど前にも出ておりますが、細長く路地で残ってしまった土地、線引きがございました昭和45年以前から利用しているにもかかわらず、農地のまま残ってしまった土地ということでございます。

現地につきましては、ビデオどおりでございましたので、説明は控えさせていただきます。

ご本人から理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

以上で説明を終わらせていただきます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1 番 住宅用地（追認） （全員賛成）

議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号1番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「仁蔵字大場川添〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第3号1番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、農地の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりですので省略させていただきます。現地の説明についても、ビデオのとおりでございますので省略いたします。

（譲受人について説明）

申請内容ですが、転用目的が駐車場用地で、申請理由としましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

続きまして、本社から申請地までの距離は14.5km、車で30分弱です。利用計画としましては、理由書にございましたように小型乗用車1台、軽自動車2台、計3台の駐車場となります。

続いて、被害防除ですが、北側、公衆道路に隣接、何もなし、東側、水路に隣接、地先ブロック、南側、公衆用道路に隣接、木の柵、西側、雑種地に隣接、地先ブロック、会社看板、アイドリングストップ看板を設置、敷地内は砂利敷き、雨水は自然浸透となっております。

以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

（資金計画について説明）

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「鷹野二丁目〇〇番」外1筆、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は牧野委員の担当でございます。牧野委員に内容説明をお願いいたします。

牧野委員

それでは、ただいまから議案第3号2番の説明をさせていただきます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が駐車場用地で、申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、本社から申請地までは850mで、車で1分です。

利用計画といたしましては、自動車20台の駐車スペース、従業員車両10台、台車10台となっております。

続いて、被害防除ですが、雑種地に隣接している北側はコンクリートブロック3段積み、公衆用道路に隣接している東側は出入り口以外コンクリートブロック2段積み、水路に隣接している南側はコンクリートブロック5段積み、新設コンクリート打設、雑種地に隣接している西側はコンクリートブロック3段積み、出入り口は幅6.2m、奥行き4mのコンクリート舗装プラス停止線、会社看板とアイドリングストップ看板2枚を設置、敷地内は砂利敷きで、雨水自然浸透となっております。

以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号3番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「上彦名字仲仕込〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は宮田委員の担当でございます。宮田委員に内容説明をお願いいたします。

宮田委員

それでは、ただいまから議案第3号3番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては先ほど事務局の説明のとおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が駐車場用地で、申請理由といたしましては、申請書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、本社から申請地までは50m、1分です。

利用計画といたしましては、令和6年10月に申請のあった先ほどの上彦名〇〇番地と一体利用し、19台の駐車場となっております。

続いて、被害防除につきましては、北側、水路と隣接しておりますが、板柵土留めとネットフェンス1.8m、東側、隣地の田と隣接しております。こちらは板柵土留めとネットフェンス1.8m、西側、駐車場と隣接しておりますが、一体化して駐車場として利用です。南側、道路と隣接しておりますが、自主後退地がありまして、出入口以外、自主後退地3.5mとの境にネットフェンス1.8m、南側出入口、縦4m、横7mのコンクリート打設、停止線、内扉、南側フェンスに会社看板、これは既設です。あと南側フェンスにアイドリング看板2枚設置、うち1枚は既設です。宅地内砂利敷き、雨水は宅地内自然浸透となっております。

以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

|        |   |
|--------|---|
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第3号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。</p> <p>島根幸一委員。</p>  |
| 島根幸一委員 | <p>(挙手により質問)</p> <p>主に修理するというのが大型、中型ということですが、大型は大体10mくらい、そんなものだと思うんです。大型で、そのほかに牽引なんかというのはもっとすごく長くなると思うんですけれども、その出入りに関して、出入口の舗装なりの長さというのはどうなっているのでしょうか。普通の大型だけで見ているのか、それとも牽引は何メートルまであるから、そこまで見ているのかというのは説明いただけますか。</p>   |
| 議長     | <p>宮田委員。</p>  |
| 宮田委員   | <p>ちょっと牽引までは想定してなかったのですが、ただ、出入口は駐車場の南側ということで、そこは農道で大変狭いです。そのために逆に、自主後退地というのですか、を3.5m設けて、何とか動かそうということで理解しております。ただ、内容調査会のときに牽引車のほうについては確認しておりません。申し訳ありません。</p> <p>ただ、基本的には何回か、前の申請のときに四、五回は現地確認に行っているのですが、そのとき、当然、会社の前を通る中でちらっと会社なんかを見ると結構大型のものはあります。ただ、そういう意味では出入りはちょっと大変なところで、それで逆に後退して、少しでもスムーズにしようとしているのかなという感じは受けました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長     | <p>島根委員。</p>  |
| 島根幸一委員 | <p>ちなみに事務局としては今後そういう、今は大型だけだということだったのですけれども、もし牽引なんかという場合には、その長さまで、出入口の被害防除というのは考えていく方向なんでしょうか。それともそこまでは考えていないということよろしいのでしょうか。</p>   |
| 議長     | <p>それでは、事務局。</p>  |
| 事務局    | <p>実情に即してというような形になりますので、ちょっと今の時点では何とも言えませんけれども、近隣の方に著しく迷惑をかけるようであれば、直接指導しなければいけないので対応はさせていただきたいと思います。</p> <p>現状ですと、先ほどお話がありましたけれども、道路はそんなに広くはあり</p>   |

ませんが、自主後退もありますので何とかできるのかなと考えております。  
以上です。

島根幸一委員 はい、分かりました。

議長 私のほうが補足しますと、今回の申請地、車両置場、3 m掛ける6 mの大きさの車でございます。そのために出入口は奥行きが4 m、幅が7 m、目の前の道路が4 mの幅が狭くて、3.5 mセットバックしていますので、十分に長さ6 mの車は出入りできるということで、そういったことでもよろしく願います。

島根幸一委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございますか。

**【挙手なし】**

議長 質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第3号3番に賛成の方の挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長 ありがとうございます。  
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

**3番 駐車場用地 (全員賛成)**

議長 続きまして、議案第3号4番から6番につきましては関連がございますので、一括して上程、審議をいたします。  
それでは、議案第3号4番から6番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議案第3号4番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外7筆、申請目的「駐車場置場用地」。  
議案第3号5番、譲受人は先ほどと同じでございます。譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外2筆、申請目的「中古車置場用地」。計画変更。

議案第3号6番、譲受人は4番、5番と一緒にございます。譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外1筆、申請目的「中古車置場用地」。計画変更。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されま

す。  
以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。

染谷委員

それでは、ただいまから議案第3号4番から6番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明のとおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明につきましても、ビデオのとおりでございますので省略いたします。

まず初めに、4番についてご説明いたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、営業目的が中古車置場用地で、申請理由といたしましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、営業所から申請地までは200m、車で1分です。

利用計画といたしましては、オークション車、故障車置場37台となっております。

隣地の同意はありませんが、説明書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(隣地同意の説明書朗読)

続いて、被害防除ですが、北側、水路、道路と隣接、出入口以外新設ブロック3段、プラスフェンス1m、東側、新設ブロック2段、プラスフェンス1m、南側、水路と隣接、新設ブロック4段、プラスフェンス1m、水路のり面コンクリート打設50mm、西側、新設ブロック4段、プラスフェンス1m、北側、出入口、縦6m、横8mのアスファルト舗装、停止線、アコーディオンゲート、出入口付近に会社看板、場内にアイドリングストップ看板、東と南に2枚設置、宅地内砂利敷き、雨水は宅地内自然浸透となっております。

以上が被害防除の説明でございます。

そのほかでございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

続きまして、5番、6番の説明をいたします。

(譲渡人について説明)

譲渡人、5番「〇〇」は平成〇〇年〇〇月〇〇日に住宅用地である5条許可を受けましたが、造成せず、今回、4番のとおり、中古車置場用地で計画変更の申請となりました。

また、譲渡人、6番「〇〇」も同じく、平成〇〇年〇〇月〇〇日に住宅用地で5条許可を受けましたが、造成せず、今回、4番のとおり、計画変更申請となりました。

造成しなかった理由が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

なお、5番、6番とも、4番の申請地の位置です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号4番から6番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

8筆ありますけれども、賃料は幾らになるのでしょうか。1坪幾らになるのでしょうか。

議長

それでは、お時間がちょっとかかるみたいで、2分くらいかかりますので、その間にもしほかに質問等ありましたら、お願いいたします。

島根至代委員。

島根至代委員

(挙手により質問)

何か10年間も住宅用地で、建てますと大体案件が入るときって、これこれ、こうだから、理由書がつくではないですか。そのときに急いでいるような理由書が多いではないですか。それで10年間も住宅用地でそのままにしておくということはあり得るのですか、あり得たのですね。何か絶対こういうところに出てくるときすごく急いでいるような感じに、分家申請でも前回出てきているので、ちょっと不思議に思ってお質問させていただきました。

議長

過去はほとんど建っています。今回初めてです。

戸邊代理から。

戸邊

(挙手により質問)

会長職務代理

事務局にお伺いします。平成〇〇年〇〇月〇〇日売買(条件、農地法5条の

許可) となっています。たしか売買だったのではないか、〇〇〇〇(不動産会社) ですよ。何か覚えがあるんですけども、売買の地権者ですか、これは。

議長 事務局、どうぞ。

事務局 譲渡人は、当時、地主の方からこの土地を買っています。本来住宅用地として、居宅用地として購入して、その後10年間建てなかった。そして今回譲渡人が地主、所有者として土地をお貸しするという形となります。

戸邊 会長職務代理 ちょっと疑問なのは、農地法5条の許可ですから、転用しないで、家も建てないで、名義変更が出てきちゃうのですか。

議長 では、事務局。

事務局 農地転用の許可書があれば、登記地目はしっかり造成しないと変えられないのですけれども、所有権はすぐ変更できます。

戸邊 会長職務代理 ごめんなさい、書いてあります、すみませんでした。ここでようやく本登記で変えるということになるわけですか。

事務局 仮登記をくっつけているところの話ですよ、今の話というのは。ご本人の話なので、そこら辺は気にしないでいいと思います、仮登記の話は。

戸邊 会長職務代理 所有権移転は〇〇月〇〇日に変わったみたい書いてあるんですけども。

事務局 1回許可を取ったのですけれども、そこでも変更しているんですよ。だから謄本のほうはいろいろ複雑に書いてあります。

戸邊 会長職務代理 分かりにくいんですよ。

事務局 二人で場所を入れ替えてみたりしていますので。

戸邊 会長職務代理 ありがとうございます。

議長 それでは、島根委員の回答について。

島根幸一委員 前は、聞けば教えてくれるという話で。

議長 過去に、今まで教えたことはないんですよ。

島根幸一委員 一度聞いたことがあります。そのときは聞いてくれればという話だったと思います。

議長 世間相場の……

事務局 議事録では一応残るんですけども、数字とかは〇〇となってくると思うんですけども。

議長 一応議事録には音声は入ります。ただ、後で最後に事務局で見直しがあります。そのときに〇〇にしてもらえば。

事務局 今私の手元にあるのが〇〇〇〇㎡ということでの契約書が手元にあります。契約期間が令和〇年〇月〇日から〇年間、賃料の使用料が月額〇〇〇〇円、消費税相当額が〇〇〇〇円、参考までに申し上げますと敷金が〇〇〇〇円、支払いは毎月月末までに翌月分を支払う。支払いは口座振込という形になっております。よろしいでしょうか。

島根幸一委員 坪に直すと〇〇〇円くらいということですか。

事務局 電卓がないのですけれども、〇〇〇坪と契約書には書いてございますので、ちょっと計算していただくと、〇〇〇円くらいですか。

議長 大体一般的な値段です。

島根幸一委員 分かりました、すみません。

議長 ほかにご意見、ご質問の方は挙手にてお願いしたいと思います。鈴木委員。

鈴木委員 (挙手により質問)  
今回、約10年前に居宅ということで所有権を取得して、それを10年間放置した後に中古車置場ということで賃貸する、こういう流れというのは今までなかったのでしょうかけれども、こういうのは容認されるのかどうかということ、あとこういった当時許可を受けていて、いまだに実行されていないという案件というのは何件くらいあるのかということをお願いします。

事務局 まず、容認されるかどうかという質問があったかと思いますが、本来であれば

ば、当然、これは容認されない話かと思えます。

それから、何件くらいあるかという話ですけれども、すみません、こちらは大変申し訳ございませんが、把握はしておりません。ただ、何千件というレベルではない、複数件、少なくとも10件以上、下手をしたら100件近くある可能性もあると思えます。

以上でございます。

鈴木委員

今のお話の中で、そういったちょっと問題、ある意味問題的な案件に対して、今後、当時申請した人に対して何らかアプローチはなさる予定があるのか、そういうのをお尋ねしたいです。

事務局

そもそも何件あるか把握していないところですが、本来はちゃんとしてしっかり調べてやらなくてはいけないのかなというふうには思いますが、件数もありますので、今後の検討課題というか、この場ではやる、やらないということではなくて、ちょっと預らせていただけてということでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長

よろしいでしょうか。

鈴木委員

とりあえず数の把握だけはしていただければと思います。  
以上です。

議長

島根至代委員。

島根至代委員

(挙手により質問)

すみません、私のところも実はあって、事務局のほうに、〇〇さんではないと思うんですけれども、何年前に尋ねたことがありました。いつまでたっても工事は終わらない、そのまんま。見れば分かる、出てきた図面とはちょっと違うかなと、いまだにそうなっていますけれども、だから農業委員さんが調べれば数は分かるのではないですか、自分の地域に今まで持った案件であればです。その前までいっちゃん分からないのでしょうかけれども、実際、私はあります。

事務局

ちなみに、皆さん、お持ちですか、毎月施行状況調査をしていますので。

議長

あと完了届を出してないという。

事務局

完了は、造成しているから多少いいでしょうけれども、工事に入っていない。

|              |   |
|--------------|---|
| 議長           | 入ってないのは。  |
| 事務局          | 持っているかどうか。  |
| 議長           | 持っている方、いますか、今現在。許可になって工事着工してない。<br>大久保さん。   |
| 事務局          | 島根さんだけですか、では。大久保さんも。  |
| 議長           | 大久保さんも。   |
| 島根至代委員       | 出しちゃったかもしれない、図面とはちょっと違うから。まるきり違いますよねというので、内容が違うところもありますよね。駐車場というか、車屋さんでここにこういうふうに、分かりますね、そこで。でもそれを事務局に言ったときに、いいです、出しちゃっていましたから、大体建物でも工事中で出したから、私出ていますか、場所は分かるから、パーキングで。後で調べてもらえば分かると思いますけれども。 |
| 事務局          | すみません、今の話というのは、そもそも造成してないという。   |
| 島根至代委員       | あ、してなくないです。して、内容が違うところもありますよね。  |
| 事務局          | して、内容が違うのはまたちょっと別の問題で、よろしいですか。  |
| 島根至代委員       | すみません。  |
| 事務局          | そもそも許可を取ったけれども、やってないというところが、島根さんのところはなしということでよろしいですか。   |
| 島根至代委員       | やったけれども、違う。<br>ないです。だって、分からないですから、10年もたっていれば、委員さんが代わっているから、そこまでは調べられない。   |
| 議長           | では、大久保委員と、代理のところは未着工。   |
| 戸邊<br>会長職務代理 | はい。   |
| 事務局          | 調査はそんな難しくなくできますので、農地転用した土地というのは農地課税から雑種地課税になるんですけれども、造成していない土地というのは、ま   |

た別に宅地介在畑とか宅地介在田とかという呼び方をしているみたいなんですけれども、そういう名前と呼んでいます。それをデータで持っていますので、件数は、戻ればすぐ出るのかな、場所もというところですよ。

議長

あと違反的な問題で、許可を取って工事は着工したけれども、内容がまるきり違うので完了届を出してないという案件が結構あります。前委員さんからも結構聞いています。いまだに出してないという。ですから、前の方から次の方に引き継いでいるはずですけども、申請書類とまるきり違うので完了してないという形で、実質私も3件持っています。内容が違うので、完了を出さないということは、次にその方から申請が出たときは受付はできないということになりますけれども。

よくあるパターンで、過去から言われているのが、農業者の持っている農地、だんだん転用されて残り1筆になったときに、これが最後だからと違反覚悟でやっている場所もある。いっぱい持っている人はそこで違反すると次に出せなくなっちゃうので、残り最後になったときに出すという、そのときは最重要課題ではないけれども、注意していただく形もあります。

というような流れでございますので、事務方でその辺のところはちょっと調べていただいて、今後の対応に向けていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

ということで、まず島根至代さんのほうはいいですか。

では、島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

今回10年たって再度申請で、許可になるかどうかはまだ分からないですけども、今後このようなケースで、単純に10年を目安に、10年も持っていないとは思いますが、仮に5年とか3年とか、7年とか8年とか、10年たったからというので、ある程度10年を目安とかというふうにならないように、今回はもう少し、もう一度見直してとかという考えにはならないのでしょうか。

議長

3年くらいで見て、そこで注意をするという形で、もし転用が動いてなければ、発信するという形でどうなんでしょうか。

島根幸一委員

今回は、では3年たったときにしていたということでよろしいでしょうか。

議長

してない、今後の対応として。今回はしてなかったのですが、今後の対応として、資料がありますから、3年ごとに見直しをして、もし実行されてなければ指導していくという形、一応許可を取っていますので。

島根幸一委員

はい、分かりました。

議長                    そういう流れでよろしいでしょうか。今回は10年ということで、やってなかったけれども、こういう申請になってしまったということで。

島根幸一委員        はい。

議長                    ほかにございますか。  
                          宮田委員。

宮田委員            (挙手により質問)  
                          これに直接関りがないかもしれないですけども、申請をするときは農地ですよね。それで許可が下りて、完成すると雑種になると思うんですが、今みたいな場合って固定資産税というのは、先ほどちょっとお話しされていたと思うんですが、理解がもう一つできていないので。

事務局                再度、ちょっと説明足らずで申し訳ございませんでした。  
                          農地転用許可済みの土地なんですけれども、今までは農地なので税金も大した額ではなかった。名前が宅地介在畑、田もそうです。基本的には雑種地と同じ税金がくるということなので、許可を取ってれば税金のほうは値上がりする。

宮田委員            私はよからぬことを考えて、農地のままにすると農地の固定資産税がくるなど、そういうふうにしたものですから、何らの課題的なものはないし、ペナルティーというのか。

事務局                翌年からは雑種地と同じような税金になる。違反のところも一緒なんですけれども。

宮田委員            分かりました、ありがとうございます。

議長                    何かあった場合に航空写真とのあれで出ちゃいますので、逃げることはできない。

議長                    ほかにございますか。

                          【挙手なし】

議長                    質疑を打ち切ります。  
                          採決をいたします。  
                          個別に採決をさせていただきます。

まず、議案第3号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【挙手多数】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

**4番 中古車置場用地 (賛成多数)**

議長

続きまして、議案第3号5番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【挙手多数】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

**5番 中古車置場用地 (賛成多数)**

議長

続きまして、議案第3号6番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【挙手多数】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

**6番 中古車置場用地 (賛成多数)**

議長

続きまして、議案第4号「生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について」を上程いたします。

議案第4号1番については島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根幸一委員

議案第4号1番をご説明いたします。

先月の総会において議案第3号1番（生産緑地の取得のあっせんについて）の議決を経て、農業委員会において三郷第54号生産緑地の取得のあっせんをすることになりました。

これを受け、近隣の農家組合長を通じ、近隣農業者へのあっせんを行いました。

たが、買取りの希望者が現れず、あつせんができない状況です。

以上、簡単ですが、ご報告いたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第4号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果全員賛成でございます。原案のとおり、承認をいたします。

議長

ここで暫時休憩といたします。

開会時間、3時10分をお願いいたします。

【15分暫時休憩】

議長

それでは、再開いたします。

議長

続きまして、その他に移らせていただきます。

まず、(1)として、審議会、協議会の報告につきましてございましたら、挙手にてお願いいたします。

大熊委員、お願いします。

大熊委員

①農政審議会 3月27日

議長

ありがとうございます。

ほかに審議会、協議会でございますか。

【挙手なし】

議長

それでは、その他でもしございましたら、お願いいたします。

【挙手なし】

議長                    それでは、事務局からの連絡事項ということで、まず局長からお願いいたします。

事務局長                ①生産緑地の指定について  
②農家組合長名簿について  
③クールビズの実施について  
以上です。

議長                    ありがとうございます。  
続きまして、農業振興課からの連絡につきまして、係長のほうからお願いいたします。

事務局                   ①第53回三郷市さつき展 5月17日～18日 瑞沼市民センター  
②園芸協会通常総会 5月28日 農業委員会議室  
③三郷市特別融資制度推進会議総会 書面会議  
④第75回全国植樹祭 5月25日 埼玉県主催  
以上です。

議長                    それでは、以上で本日の内容は以上とさせていただきますが、総括的にもし何かございましたら。

**【挙手なし】**

議長                    ないようですので、以上で閉会とさせていただきます。  
それでは、閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

戸邊  
会長職務代理            長時間にわたりまして、慎重なご審議ありがとうございました。  
                              今月の総会では、農地法3条が1件承認、第4条が1件、第5条が6件許可相当になりました。また、生産緑地の取得のあっせん依頼の回答についてが承認になりました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。  
                              以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。